## 高知県建設業デジタル化促進モデル事業 Q&A

Q1:ソフトウェア等導入費にシステム保守費用は含まれるのか?

A1:3次元設計データ作成ソフトや点群編集・点群返還ソフト等の導入費用

が対象となり、年間保守費用等は含まれません。

【参考】3次元設計データ作成ソフト/点群編集・点群返還ソフト /パソコン ICT測量機器により取得した3次元データを編集する ことで、3次元設計データや施工管理図面等を作成することが可能。

Q2:チャレンジ型とステップアップ型の重複申請は可能か?

A2:重複申請は出来ません。1事業者1件の申請になります。

Q3:ICT 建設機械や ICT 測量機器は以前に購入したものも対象か?

A3:補助金交付決定日から令和4年2月26日までに支出される経費が対象です。

Q4:補助対象となる業者は何件程度となるか?

A 4:採択件数はチャレンジ型 12件、ステップアップ型 6件程度を想定しております。

Q5:採択決定はいつ頃になるか?

A5:6月中旬頃を予定しております。採択決定事業者へ通知を送付させて 頂きます。

Q6:交付決定後の補助金の支払いはいつか?

A6:精算払請求書を提出して頂いた後の交付となります。

Q7:地域区分についての取り扱いは?

A7:入札参加希望区域で地域区分を決定いたします。

Q8:講習などへの参加者の旅費は含まれますか?

A8:含まれません。

Q9:申請は紙で提出しても構わないか?

A9:電子申請のみ受付ております。

Q10:ICT 施工未経験であるがステップアップ型の申請も可能か?

A10: 未経験でも申請は可能ですが、経験者が優先されます。

Q11:補助金交付決定日以降の支出が対象とありますが、支払いのみ交付決定 後でも構わないか?

A11:補助金交付決定日以降の購入や導入費用に限ります。交付決定以前の契約は交付決定前の事業着手となりますので対象外です。実績報告の際には請求書及び領収書の写しにより日付が交付決定日以降であることを確認します。

Q12:遅延報告書の提出期限はいつまででしょうか?

A12:本補助事業については、当該年度の2月26日までに実績報告書を提出する必要がありますので、それ以前の遅延報告に限ります。

Q13: ステップアップ型の内製化実績において3次元設計データを用いていない測量のみの場合は、実績として考慮されるのか?

A13: ICT 活用工事の施工完了実績には、外注せずに自社で作成した3次元設計 データを用いる必要がありますので測量のみの場合は実績の対象外とな ります。

Q14: 高知県発注工事の受注実績や ICT 関連研修の参加実績において契約書の 写しや CPDS の受講証等の証明書類の提出は必要か?

A14:申請段階での提出は不要です。審査の過程で確認させて頂く場合が あります。

Q15:審査基準における ICT 活用工事実績については県発注工事に限るのか?

A15:国や市町村の工事など公共機関と契約したものは実績に該当します。 →補助金審査会審査基準を一部修正しました。

Q16:審査基準において、遠隔臨場や情報共有システムの利用実績等は、県発 注工事に限るのか?

A16:研修会への施工実績、遠隔臨場、情報共有システムやテレワークの実績 については、発注機関等の指定はありません。